

吉見町新婚世帯移住定住促進奨励金事業

—No.49 吉見町—

【事業の目的】

吉見町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本的な目標とし、施策として「生み育て学びやすい環境の充実」として「若い世代の結婚・出産の支援」を掲げており、戦略に基づき、若い世代の結婚を支援することを目的として実施しています。

【事業の内容】

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住居費（購入・賃借）及び引越費用、家具・電化製品の生活備品代）を支援することで、結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚に対するきっかけづくりとなります。

【事業年度】

平成30年度～平成32年度

【予算額(千円)】

1,000千円（平成30年度）

【財源】

一般財源（町）

【事業実施に至った背景・経緯】

当町では、以前から結婚相談事業を実施しており、イベントへの参加者も多くカップルになる方もいます。そういった方への結婚への後押しとしての事業を検討していたところ、国の結婚新生活支援事業が開始されました。

国庫補助を活用し、当町でも事業を展開していくこととなりましたが、国庫補助事業では、所得制限もあり、また年齢も夫婦双方34歳以下という制限があったことから、所得制限を撤廃し、年齢要件も緩和した町単独事業も合わせて開始しました。

【事業のPRポイント】

吉見町新婚世帯移住定住促進奨励金

補助額：上限10万円（8万5千円を超える部分は地域通貨で交付）

補助対象経費：住居費（購入・賃借）及び引越費用、家具・電化製品代

補助対象世帯：平成30年4月1日以降に婚姻した夫婦で、夫婦双方又はいずれか一方が40歳未満

【事業実績・成果・今後の展開】

事業は、平成30年4月から開始したことから、6月時点で1件の実績となっています。

事業期間は平成30年度から平成32年度までの3年間です。3年間の実績・効果等を検証し、その後の展開を検討していきます。

【参考資料】

平成30年度結婚新生活支援事業補助金・新婚世帯移住定住促進奨励金のご案内

〔 連絡先 〕

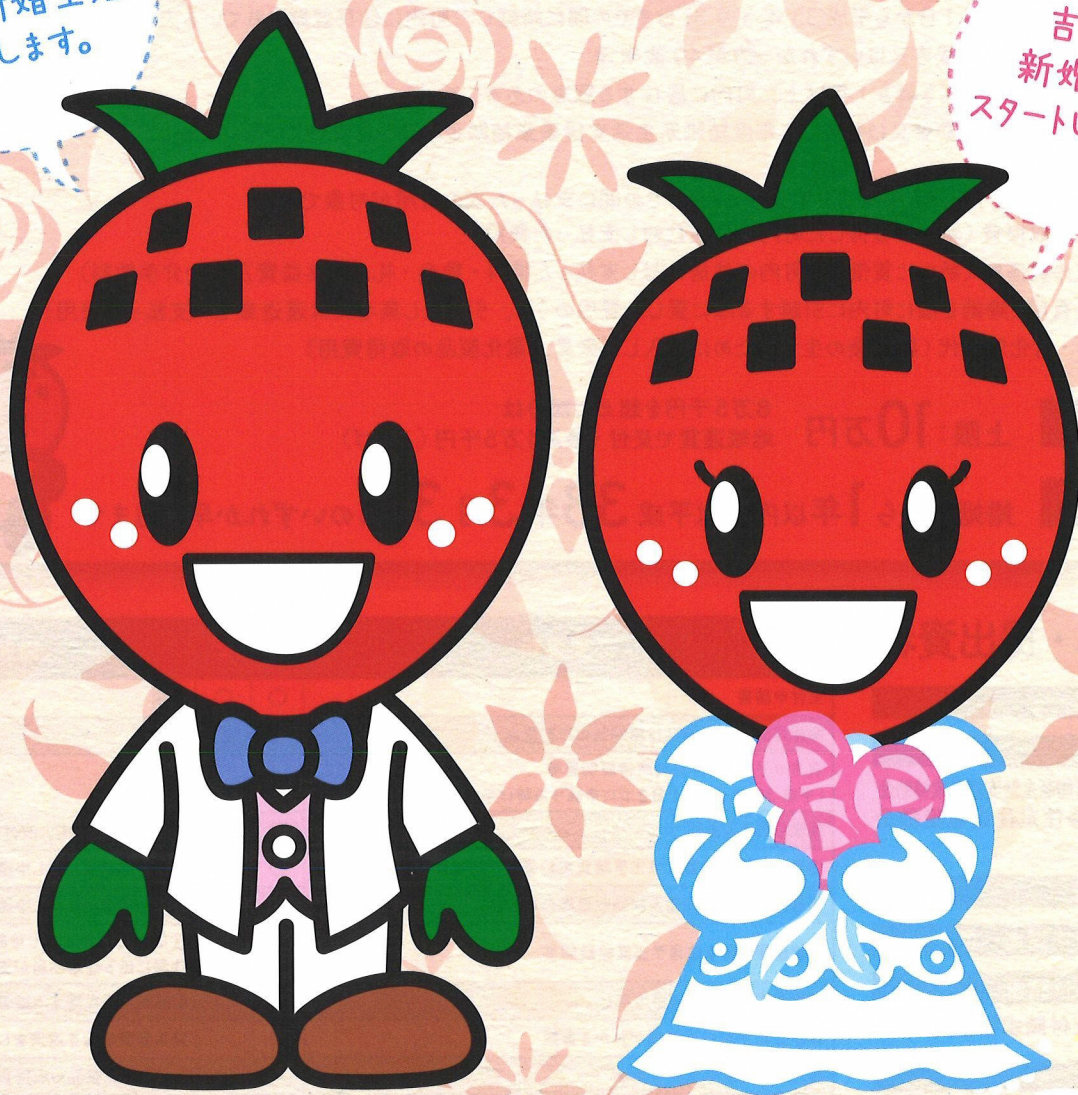
政策財政課 政策調整係 0493（54）5026（内線226）

平成30年度結婚新生活支援事業補助金 新婚世帯移住定住促進奨励金

ご案内

吉見町は2つの
補助で、新婚生活
を応援します。

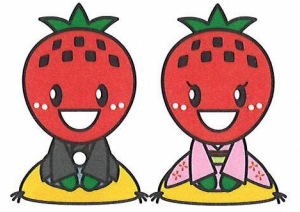
吉見町で
新婚生活を
スタートしませんか!



平成30年度結婚新生活支援事業補助金 新婚世帯の住居費と引越費用の一部を補助します！

対象夫婦

- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻し、町内に住民登録されている夫婦
- 婚姻日の年齢が双方とも34歳以下
- 平成29年分の所得（平成30年5月31日までに申請する場合は、平成28年分の所得）の合算が340万円未満
 - 婚姻を機に離職し、申請時に無職の方は所得なしとして算出します。
 - 貸与型奨学金の返済がある方は、その返済額を控除して算出します。
- 過去に、この補助金又は新婚世帯移住定住促進奨励金の交付を受けていないこと



補助対象経費

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に支払った次の費用が対象です。

- 住居の取得費（新たに取得した町内の住居に対し支払った費用）
- 住居の賃借料（新たに賃借する町内の住居に対し支払った賃料・敷金・礼金・共益費及び仲介手数料）
- 引越費用（婚姻を機に町内に引越する際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用）

補助の内容

上限：**30万円**

申請期限

平成**31年3月31日**まで

新婚世帯移住定住促進奨励金 新婚世帯の住居費と引越費用及び家具・電化製品代の一部を補助します！

対象夫婦

- 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に婚姻し、町内に住民登録されている夫婦
- 婚姻日の年齢が双方又はいずれか一方が40歳未満
- 交付決定日から引き続き1年以上、町内に居住する意志のあること
- 過去に、この奨励金又は平成30年度結婚新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと

補助対象経費

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に支払った次の費用が対象です。

- 住居の取得費（新たに取得した町内の住居に対し支払った費用）
- 住居の賃借料（新たに賃借する町内の住居に対し支払った賃料・敷金・礼金・共益費及び仲介手数料）
- 引越費用（婚姻を機に町内に引越する際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用）
- 家具・電化製品代（婚姻後の生活のために購入した家具、電化製品の取得費用）

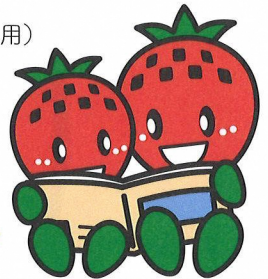
補助の内容

上限：**10万円**

8万5千円を超えた部分は
地域通貨で交付・最高1万5千円（イチゴ）

申請期限

婚姻日から**1年以内**又は平成**33年3月31日**のいずれか早い日まで



申請の流れ・提出資料

交付申請

必要書類

- 平成30年度結婚新生活支援事業補助金
- 新婚世帯移住定住促進奨励金
※右記参照

町で受理・審査

決定又は却下を申請者へ通知

決定の場合・交付請求

- 又は②の交付請求書を提出

交付（口座振込）

必要書類	①	②	備考
交付申請書	○	○	必須
婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	○	○	必須
双方の平成29年分の所得証明書等 (平成30年5月31日までに申請する時は平成28年分)	○	△	必須
離職を証する書類	○	△	婚姻を機に離職し、交付申請日に無職の場合
住居の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し	○	○	住居の取得費に対し申請する場合
住居の賃貸借契約書及び領収書等の写し	○	○	住居の賃借料に対し申請する場合
当該住居に係る住居手当支給証明書	○	○	住居の賃借料に対し申請する場合で、当該住居に係る住居手当が支給されている場合
引越費用に係る領収書の写し	○	○	引越費用を申請する場合
貸与型奨学金の返済額がわかる書類	○	△	貸与型奨学金を返済をしていた場合
家具・電化製品の領収書等	△	○	家具・電化製品の取得費用を申請する場合

注意事項

住居の取得費 土地代、リフォーム代、増改築代、旧住宅解体撤去費、設備費等は補助対象外です。

住居の賃借料 住居手当や生活保護等の公的制度による補助が支給されている場合は、その額を引いた額が補助対象となります。

引越費用 不用品の処分費用、自分でレンタカーを借りたり、友人に頼んで引越した場合の費用は補助対象外です。

その他 「平成30年度結婚新生活支援事業補助金」又は「新婚世帯移住定住促進奨励金」いずれか一方の申請になります。両方は申請できません。

